

各 国 公 私 立 大 学 法 人 の 長
大学を設置する各地方公共団体の長
各文部科学大臣所轄学校法人理事長 殿
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長

文部科学省高等教育局長
合 田 哲 雄
(公 印 省 略)

大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示
及び国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程の公布について（通知）

この度、別添1のとおり「大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示」（令和7年文部科学省令第111号。以下「改正告示」という。）が、別添2のとおり「国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程」（令和7年文部科学省告示第112号。以下「認定規程」という。）が、それぞれ令和7年9月24日に公布・施行されました。

今回の改正は、大学等から、現行の収容定員管理の制度では収容定員充足率の超過による学部等の設置認可等のペナルティが存在することにより、日本人学生と比較して、入試における進学率の予測が困難な外国人留学生の採用に消極的にならざるを得ないという指摘があったことを受け、教育未来創造会議がとりまとめた「未来を創造する若者の留学促進イニシアティブ（第2次提言）」（令和5年4月）や、中央教育審議会がとりまとめた「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和7年2月）において外国人留学生受入れのための収容定員管理の弾力化が提言されたことを踏まえ、国際競争力けん引学部等として認定を受けた学部等について、改正告示で定められた範囲において収容定員充足率を一定程度超過することを認める特例制度に関する所要の規定の整備を行うものです。

改正の趣旨及び概要、留意事項は下記のとおりですので、十分御了知いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願い計らいください。

なお、認定の基準等の詳細については、別途実施要領等を定め、公表する予定です。

記

第一 改正の趣旨

我が国の成長を支える人材を育成するため、その基盤となる大学等の国際競争力・通用性を向上させていくことが重要である。このためには、より多くの優秀な外国人留学生を多様な国・地域から受け入れ、日本人学生と共に学ぶ教育環境を構築することで、日本人学生が国内にしながら多様な価値観や文化等を持つ他者と切磋琢磨し、課題解決に向けて協働することを学ぶ環境を構築する必要がある。また、外国人留学生と共に学び合う環境は、日本人学生が海外留学を志す動機付けにもつながり、我が国のグローバル人材の育成に不可欠である。

このため、グローバルに獲得競争が激化している優秀な外国人留学生を各大学等がより積極的に受け入れられるよう、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）等の現在の制度との整合を図ることに留意しつつ、研究インテグリティへの対応等外国人留学生受入れのための大学等の国際化の体制が十分に整備されている大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の学部等（学部又は学科（短期大学及び高等専門学校の学科に限る。）をいう。以下同じ。）を対象として、大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準（平成15年文部科学省告示第45号。以下「認可基準告示」という。）第1条第1項第3号に規定する基準について、外国人留学生の収容定員管理に関する特例として第1条第4項を設ける改正を行うものである。

また、改正後の認可基準告示第1条第4項において、文部科学大臣は別途定める基準に基づき対象となる大学等の学部等を認定することとしており、認定規程を新たに設けることとする。

第二 改正の概要

1. 改正告示について

認可基準告示第1条第1項第3号に規定する基準について、外国人留学生の収容定員管理に関する特例として、第1条第4項として以下を追加する。

大学等に関する法第4条第1項の認可の申請に係る大学等に置く学部等（申請の日において当該学部等の設置後当該学部等における修業年限に相当する年数を経過していないもの又は当該学部等の収容定員を変更した後修業年限に相当する年数（編入学定員を変更した学部等にあつては、当該学部等の修業年限に相当する年数と編入学定員を設けている年次の年数との差に相当する年数に1年を加えた年数）を経過していないものを除く。）であつて当該大学等の国際競争力の向上に資するものとして文部科学大臣が別に定めるところにより認定するものに対する第1項第3号の規定の適用については、同号中「1.15倍」とあるのは「1.20倍」と、「1.10倍」とあるのは「1.15倍」と、「1.05倍」とあるのは「1.10倍」とする。

2. 認定規程について

（1）認定の基準（認定規程第1条関係）

国際競争力けん引学部等（認可基準告示第1条第4項の規定により大学等の国

際競争力の向上に資するものとして文部科学大臣が認定する学部等をいう。)としての認定(以下「認定」という。)の申請があった場合の認定の基準は、次のとおりとする。

- ① 認定を受けようとする学部等を置く大学等が、教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制が十分整備されていること並びに教育研究活動等の状況を積極的に公表していること。
- ② 認定を受けようとする学部等を置く大学等が、当該申請の日の直近の認証評価(学校教育法(昭和22年法律第26号。)第109条第3項の規定により専門職大学院を置く大学が受けるものを除く。(9)②キにおいて同じ。))において適合認定を受けていること。
- ③ 認定を受けようとする学部等を置く大学等が、当該申請の日前3年以内において次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したこと。
 - イ 財政状況が健全でなくなったこと。
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったこと。
- ④ 認定を受けようとする学部等を置く大学等が、当該申請の日の属する年度及び前2箇年度の各年度において次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 5月1日現在の収容定員(通信教育に係るものを除く。以下同じ。)の数に対する学生(通信教育に係る課程に在籍する者を除く。以下同じ。)の数の割合(当該割合の小数点以下2位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。以下同じ。)が、認可基準告示第1条第1項第3号で定める水準(同条第3項に規定する学部等及び同条第5項に規定する外国に設ける学部等にあつては、当該各項の規定により同号の規定を読み替えて適用するものを含む。)以上となったこと。
 - イ 5月1日現在の収容定員の数に対する学生の数の割合が、0.9倍未満となったこと。
- ⑤ 次に掲げる事項が、(2)の申請計画書において明らかにされていること。
 - ア 当該申請に係る大学等における外国人留学生(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の4の表の留学の在留資格をもって在留する者をいう。イ及びウにおいて同じ。)の適切な受入れ環境の整備及び教育研究活動の水準の向上に必要な取組。
 - イ 当該申請に係る学部等に在籍する学生の総数に対する外国人留学生の数の割合の目標及び当該目標を達成するための方法。
 - ウ 外国人留学生の出身の国及び地域の多様性の確保のための方法。
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、当該申請に係る大学等の国際競争力の向上を図るための取組。
- ⑥ ⑤のアからエで掲げられる事項の具体については、今後実施要領等で示すこととするが、以下のような内容について申請計画書に記載することを求める予定。
 - ・外国人留学生の適切な受入れや在籍管理の徹底、研究インテグリティへの対応など外国人留学生の適切な受入れ環境の整備

- ・自律的に国際業務を支える財務構造を含む教育研究活動の水準の向上に必要な取組
- ・外国人留学生の受入れ目標（原則、15年以内に、現状よりも10%以上増加すること）及びその達成方法
- ・外国人留学生の出身の国・地域の多様性の確保 等

（２）認定の申請（認定規程第２条関係）

認定を受けようとする学部等を置く大学等の学長（高等専門学校にあっては校長。（３）において同じ。）は、申請書に申請計画書その他別に定める書類を添えて、文部科学大臣に申請するものとする。

（３）認定の手続等（認定規程第３条関係）

- ① 文部科学大臣は、申請があった場合には、有識者の意見を聴いて、当該申請に係る認定をするかどうかを決定し、当該申請をした大学等の学長に対し、速やかにその結果を通知するものとする。（５）①の規定により認定するときも同様とする。
- ② 認定は、（９）の規定により認定を取り消されるまでの間、その効力を有する。

（４）公示（認定規程第４条関係）

文部科学大臣は、認定をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その旨を公示するものとする。（５）②の規定による変更の届出があったとき並びに（９）①又は②の規定により認定を取り消したときも同様とする。

（５）申請計画書の内容変更（認定規程第５条関係）

- ① 認定を受けた学部等を置く大学等は、申請計画書に記載した事項（（５）②の別に定める事項を除く。）を変更しようとするときは、文部科学大臣の認定を受けなければならない。
- ② 認定を受けた学部等を置く大学等は、申請計画書に記載した事項のうち別に定める事項を変更する場合には、あらかじめ、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、別に定める軽微な変更については、この限りでない。

（６）実施状況報告書等（認定規程第６条関係）

- ① 認定を受けた学部等を置く大学等は、毎計画年度（認定期間をその開始の日から１年ごとに区分した各期間（最後に１年未満の期間を生じたときは、その１年未満の期間）をいう。）、実施状況報告書を作成し、当該計画年度終了後１か月以内に、文部科学大臣に提出しなければならない。
- ② 認定を受けた学部等を置く大学等は、インターネットの利用により別に定める書類を公表している場合には、当該書類を公表しているウェブサイトのアドレスを記載した書類の提出をもって実施状況報告書の提出に代えることができる。

（７）報告の徴収等（認定規程第７条関係）

文部科学大臣は、認定を受けた学部等を置く大学等が行う申請計画書に記載した

事項の実施状況を確認するため必要があると認めるときは、当該大学等に対し、当該事項の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は調査を行うことができる。

(8) 措置の要求（認定規程第8条関係）

文部科学大臣は、認定を受けた学部等を置く大学等が行う申請計画書に記載した事項の適正な実施のため必要があると認めるときは、当該大学等に対し、当該事項の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(9) 認定の取消し（認定規程第9条関係）

- ① 文部科学大臣は、認定を受けた学部等を置く大学等から認定の取消しの申請があったときは、当該認定を取り消さなければならない。
- ② 文部科学大臣は、認定を受けた学部等を置く大学等が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。
 - ア 偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
 - イ (5)①の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。
 - ウ (5)②の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - エ (7)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき又は(7)の調査に応じなかったとき。
 - オ (8)の規定による措置をとらなかったとき。
 - カ 教育研究活動等の状況について自ら行う点検、評価及び見直しの体制の整備並びに教育研究活動等の状況の公表が不十分であるとき。
 - キ 認定を受けた後に行われた認証評価において適合認定を受けられなかったとき。
 - ク 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分、寄附行為又は定款に違反したとき。
 - ケ 財政状況が健全でなくなったとき。
 - コ 収容定員の数に対する学生の数の割合が、認可基準告示第1条第4項の規定により読み替えて適用する同条第1項第3号で定める水準以上となったとき又は0.9倍未満となったとき。
 - サ カからコまでに掲げるもののほか、教育条件又は管理運営が適正を欠くに至ったとき。
- ③ 文部科学大臣は、認定を取り消すに当たっては、有識者の意見を聴いて、行うものとする。

第三 留意事項

- ① 本特例は、大学の学部、短期大学の学科、高等専門学校学科が対象となり、大学院の研究科は対象外であること。
- ② 本特例は、定員抑制分野である医師・歯科医師・薬剤師・獣医師・船舶職員の養成に係るものは対象外であること。
- ③ 本特例は、大学等の学部等が積極的に外国人留学生を受け入れることができるよ

う収容定員超過の上限を緩和するものであり、日本人学生の数の増加を想定した制度ではないことに留意すること。

- ④ 国立大学においても、本通知を準ずること。なお、国際競争力けん引学部等に認定された学部等は、認可基準告示第1条第4項の規定を踏まえ、「令和5年度以降の国立大学の学部における定員超過の抑制について（通知）」（令和5年2月3日付け4文科高第1622号高等教育局長通知）において適用している基準定員超過率は次の表のとおりとし、国際競争力けん引学部等に認定された年度の翌年度以降から適用すること。（定員超過率及び国庫納付する超過授業料収入相当額における算定の基本的な考え方については、従前のとおり。）

【基準定員超過率】

規模 充足率	大規模学部 (入学定員300人以上)	中規模学部 (入学定員101人以上300人未満)	小規模学部 (入学定員100人以下)
現 行	110%		120%
認定後	110%	115%	120%

- ⑤ 私立大学等においても、国際競争力けん引学部等に認定された学部等は、認可基準告示第1条第4項の規定を踏まえ、収容定員超過率が一定割合以上となった場合における段階的な減額措置について、留学生の受け入れによって超過する場合には次のとおりとする。詳細については、別途周知する予定である。

【適用イメージ】

令和7年度

(医歯学部を除く)

区 分	増減率 ▲6%	▲9%	▲13%	▲17%	▲21%	▲25%	▲29%
学 部 等 定員超過 (収容定員 4,000 人未満の大学等)	% 107 ～ 109	% 110 ～ 112	% 113 ～ 116	% 117 ～ 120	% 121 ～ 124	% 125 ～ 128	% 129
区 分	増減率 ▲6%	▲9%	▲13%	▲17%			
学 部 等 定員超過 (収容定員 4,000 人以上 8,000 人未 満の大学等)	% 107 ～ 109	% 110 ～ 112	% 113 ～ 116	% 117 ～ 119			
区 分	増減率 ▲6%	令和 8 年度以降の認定を受 けた学部等に係る取扱い (医歯学部を除く)					
学 部 等 定員超過 (収容定員 8,000 人以上の大学等)	% 107 ～ 109						
		増減率					

令和8年度以降の認定を受けた学部等に係る取扱い

(医歯学部を除く)

区 分	増減率 0%
学 部 等 定員超過 (収容定員4,000人未満の大学等)	% 107 ~ 129
区 分	増減率 0%
学 部 等 定員超過 (収容定員4,000人以上8,000人未満の大学等)	% 107 ~ 119
区 分	増減率 0%
学 部 等 定員超過 (収容定員8,000人以上の大学等)	% 107 ~ 109

- ⑥ 認定規程に基づき、より具体的な認定基準等を文部科学省において実施要領や審査要領等において定め、Q&A等の関連資料等とあわせて公表予定であるので、適宜参照されたい。
- ⑦ 今後のスケジュールについては、参考資料を参照されたい。

(添付資料)

○別添 1

大学、短期大学及び高等専門学校を設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示(令和7年文部科学省告示第111号)

○別添 2

国際競争力けん引学部等の認定等に関する規程(令和7年文部科学省告示第112号)

○参考資料

外国人留学生受入れのための「国際競争力けん引学部等」認定制度の創設

【本件担当】

(国際競争力けん引学部等の認定等全般に関すること)
文部科学省高等教育局参事官(国際担当) 付企画係

電話：03-5253-4111(内線2060)

メールアドレス：kotokokukikaku@mext.go.jp

(国立大学法人運営費交付金に関すること)
文部科学省高等教育局国立大学法人支援課支援第四係

電話：03-5253-4111(内線3344)

メールアドレス：hojinka@mext.go.jp

(私学助成に関すること)
文部科学省高等教育局私学部私学助成課助成第一係

電話：03-5253-4111(内線2028)

メールアドレス：joseil@mext.go.jp